

担当部署: 建設水道課

処分の概要 排水設備等の新設等の確認及び変更確認	
例 規 名 根 拠 条 項	村田町下水道条例 第5条
例規番号	昭和63年条例第28号

【基準】

第5条の規定による。

(排水設備等設置の申請及び確認)

- 第5条 排水設備又は前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下これらを「排水 設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置 及び構造に関する法令及びこの条例の規定に適合するものであることについて、管理者が 定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければ ならない。
- 2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあっては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

標準処理期間	30日	
--------	-----	--

備考

設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年	 月	日	
-------	----------	---------	---	-------	---	--